



ヒアリング事項に対する回答

令和2年4月21日
総務省
情報流通行政局

ヒアリング事項		総務省の回答
令和2年3月4日の第8回投資等WGにおける議論に対する貴省の考え	ブロードバンドのユニバーサルサービス化後の、放送のユニバーサルサービスの在り方(特に、4K、8K)	<p>放送は、無線か有線かのいずれかに関わらず、国民に最大限に普及し、受信が確保されることが重要である。</p> <p>地上放送は、あまねく受信努力義務が課され、健全な民主主義の発達に資するとともに、災害時に有効な情報伝達手段となっているが、有線放送も、地上放送を受信し、再放送して送り届ける重要な社会的役割を果たしている。</p> <p>ただし、地上放送及び有線放送では、サービスの提供形態そのものは異なっている。例えば、有線放送の多くは有料で行われ、地域やコミュニティに根ざした番組を含め、多くのチャンネルを通じて、コンテンツを届けているが、その普及度合いはエリアにより異なっている。</p>

ヒアリング事項		総務省の回答
	<p>・NHKによるローカル局の配信基盤への協力についての貴省の見解。</p>	<p>円滑なネット配信のための基盤構築に向けて、必要に応じて、NHK及びローカル局が相互に協議し、両者が取り組んでいただきたいと考える。</p> <p>○ なお、例えば、NHKとローカル局が配信基盤の共用を行うことは、放送法上の努力義務であるNHKによる民間放送事業者との連携・協調に該当すると考える。</p>
<p>令和2年4月7日の第12回投資等WGにおける議論に対する貴省の考え</p>	<p>・NHKプラスやTVerへの地域制御の導入についての貴省の見解。</p>	<p>NHKの現行のインターネット活用業務実施基準において、合理的に可能な範囲で、地域制限を行う旨を定めていることは、放送法第20条第10項各号に照らして、問題がないと考える。</p> <p>TVerにおいて、地域制限を導入するかどうかについては、事業者の判断に委ねられている。</p>
	<p>・NHKアーカイブスのうちネット配信される基準の明確化、および、ネット配信促進に向けた目標を立てNHK予算に権利処理費用を盛り込むことについての貴省の見解。</p>	<p>NHKの現行のインターネット活用業務実施基準において、NHKは、既放送番組等について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益上の意義がある場合等に、利用者に追加的な負担を求めずに配信すること ・NHKオンデマンドサービスを通じて、利用者から対価を得て配信すること <p>○ こうした実施基準の下で、既放送番組等のうち、インターネットを通じてどれを配信するかについては、NHKにおいて判断されるべきものである。</p> <p>その上で、NHKは、権利処理に必要な費用も含めた予算を作成し、国会の承認を得ていると承知している。</p>

ヒアリング事項		総務省の回答
令和2年4月7日の第12回投資等WGにおける議論に対する貴省の考え	番組とEコマースの連動による広告の実施についての制度的な制約の有無。	ネット配信におけるターゲティング広告等については、放送法上の制度的な制約はない。その一方で、放送事業者においては、視聴者のプライバシー保護の観点から、視聴者の信頼確保と安心安全な視聴データの取扱いに十分配慮する必要がある。このため、現在、有識者、放送事業者等で構成する「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」等で、視聴データの安心安全な取扱い等について議論していると承知している。
	・文化庁における同時配信等に係る著作権法の見直しに伴う放送法見直しの見通し。	令和元年11月に総務省から文化庁に対して「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(令和元年11月15日)」を提出し、これを受けて文化審議会において、議論が行われていると承知している。 総務省としては、文化審議会における著作権法の制度見直しの検討の結果を受け、必要があれば、放送法の見直しについて検討することになると考える。 いずれにしても、総務省としては、NHKの同時配信の開始及び民放の取組の進展といった状況も踏まえ、必要に応じ、円滑な権利処理の実現に向けて協力してまいりたい。

ヒアリング事項		総務省の回答
<p>ローカル局の経営基盤の在り方について</p>	<p>実施計画No.20 の検討状況や令和2年3月16日開催の第10回投資等WGにおいて、慶應大学大学院 中村教授の「縦割りの事業者が連携したり、合併したりしてまとまっていく、ないしは全国的なプラットフォームがそれらの事業者を巻き取っていくという展開も展望しておく必要があるのではないか」という発言に対する貴省の受け止め。</p>	<p>平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」においてローカル局の経営基盤の在り方等について検討を行い、取りまとめ(案)を策定した(令和2年4月10日公表、P.5 - 6参照)。</p> <p>総務省としては、日頃からローカル局がどのような課題を抱え、取り組んでいるかを把握し、放送事業者等関係者から経営基盤の強化に資する具体的要望がある場合にはそれも含めて、既存の制度や施策を見直し、ニーズに即した新たな政策を通じた環境整備の検討を不断に進めていくべきであると考えており、その旨も同取りまとめ(案)で提言されている。</p>

(参考) 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	ローカル局の経営基盤の在り方の検討	通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。	平成30年度中に検討開始、平成31年央に中間的な取りまとめ、平成31年度中に結論	総務省

1. 放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し(第1章)

- ・ テレビ放送の広告費をインターネット広告費が初めて逆転し(電通 2019年「日本の広告費」)、今後も広告収入が厳しい状況。2020年度の営業収入は、前年度1.1%マイナス¹見込み。
 - 1 新型コロナウイルス感染症による経済全般への影響や更なる下振れリスクも併せて注視。

2. 放送事業者の経営ガバナンス(第2章)

- ・ 民放連調査²のベストプラクティスを参考とし、自律的な経営ガバナンス強化の継続的な取組の実施を提言。
 - 2 民放連が地上テレビ社(127社)に対し、経営理念、経営の目標、経営のガバナンス、コンプライアンスの徹底、ステークホルダーとの対話・協調に関してアンケートを実施し、結果をとりまとめ。

3. AMラジオ放送の在り方(第3章)

(1) 提言内容

- ・ AMラジオ放送事業者の経営が厳しいことを背景とした民放連の要望も踏まえ、AMラジオ放送を停波し、FMラジオ放送に転換する場合に今後検討すべき課題³を整理し、「実証実験⁴」としての先行的なFM転換及びこれに関する現行制度の見直しを行うことを提言。
 - 3 カバーエリア、対応受信機、周知広報、周波数の効率的な利用等
 - 4 「実証実験」期間中は、災害の発生時等には、直ちにAM放送を再開できる状態を保持

(2) 今後のスケジュール

- ・ 令和2年(2020年)秋までを目途に、「実証実験」としての先行的なFM転換の実施内容の具体案を公表。
- ・ 令和5年(2023年)に一部事業者・地域において「実証実験」としての先行的なFM転換、令和10年(2028年)に各事業者の経営判断により全国的にFM転換を可能とする。

4. ローカル局の事業の拡大・多様化の推進(第4章)

- ・ ローカル局の事業の拡大・多様化に関し、インターネットやAIなどの活用の推進、海外展開の一層の推進、各社のベストプラクティス共有、人材育成などを提言。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で「放送事業者の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、ローカル局の経営基盤強化のあり方等の検討を実施（2018年11月～）。

取りまとめ（案）

4月10日に取りまとめ（案）を公表し、パブリックコメント実施中（～5月13日〆切）。

構成員

（分科会長）	多賀谷 一照	千葉大学 名誉教授
（会長代理）	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
	伊東 晋	東京理科大学理工学部 嘱託教授
	大谷 和子	日本総合研究所 執行役員法務部長
	奥 律哉	株式会社電通 電通メディアイノベーションラボ 統括責任者
	川島 宏一	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	北 俊一	野村総合研究所 パートナー
	小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	関 幸子	ローカルファースト研究所 代表取締役
	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	中村 秀治	三菱総合研究所 営業本部長

（オブザーバ）日本民間放送連盟、テレビ北海道、福島中央テレビ、名古屋テレビ放送、岡山放送、RKB毎日放送